

大畠章宏 国土交通大臣 2011年8月15日(月)

利根川流域分割図等の情報公開請求訴訟判決への対応について

閣議後の記者会見を始めさせていただきます。

今日は敗戦後66年目の8月15日でございます。

閣議の中で国土交通省関係で御報告すべき案件はございませんので、閣議案件以外のことについて1件御報告をさせていただきます。

利根川流域分割図等の情報公開請求訴訟判決への対応についてでございます。

8月2日に東京地方裁判所において、利根川流域分割図等の情報を開示しなさいという判決が言い渡されました。

これまで流域分割図等については、これを開示すると、地域住民を含めて不当に国民の間に混乱を生じさせ、あるいは特定の者に不当な利益を与えるおそれがあるとして、非開示としてまいりました。

しかしながら、今回の判決を受けて、改めて情報公開法の趣旨を踏まえ、関係行政機関ともいろいろと協議を重ねてまいりましたが、これらの図面を開示しても、必ずしも不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえないという判断をし、さらに官房長官及び法務大臣の御理解をいただいた上で、明日16日の控訴期限を待たずに、控訴をしないことといたしました。

これを踏まえて、国土交通省としては、判決に従い、速やかにこれらの図面を開示する所存でございます。

なお、私も図面を見ましたが、あの図面だけで、いろいろと利用して云々という可能性は非常に低いのではないかという感じを持ちましたので、以上のような判断に至ったところでございます。